

神戸市療育ネットワーク会議について

1. 趣旨

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを進めるため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策を協議し推進する場として、平成 29（2017）年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

2. 会議の運営方法

○会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議」と「事業者連絡会」を開催。

(1) 施策検討会議

検討テーマに関わる学識経験者や民間事業者、市民代表等を委員として委嘱し、課題の共有や施策を検討（有識者会議）。

※会議の内容はホームページにて公開（下記 URL）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/ryouiku-network.html>

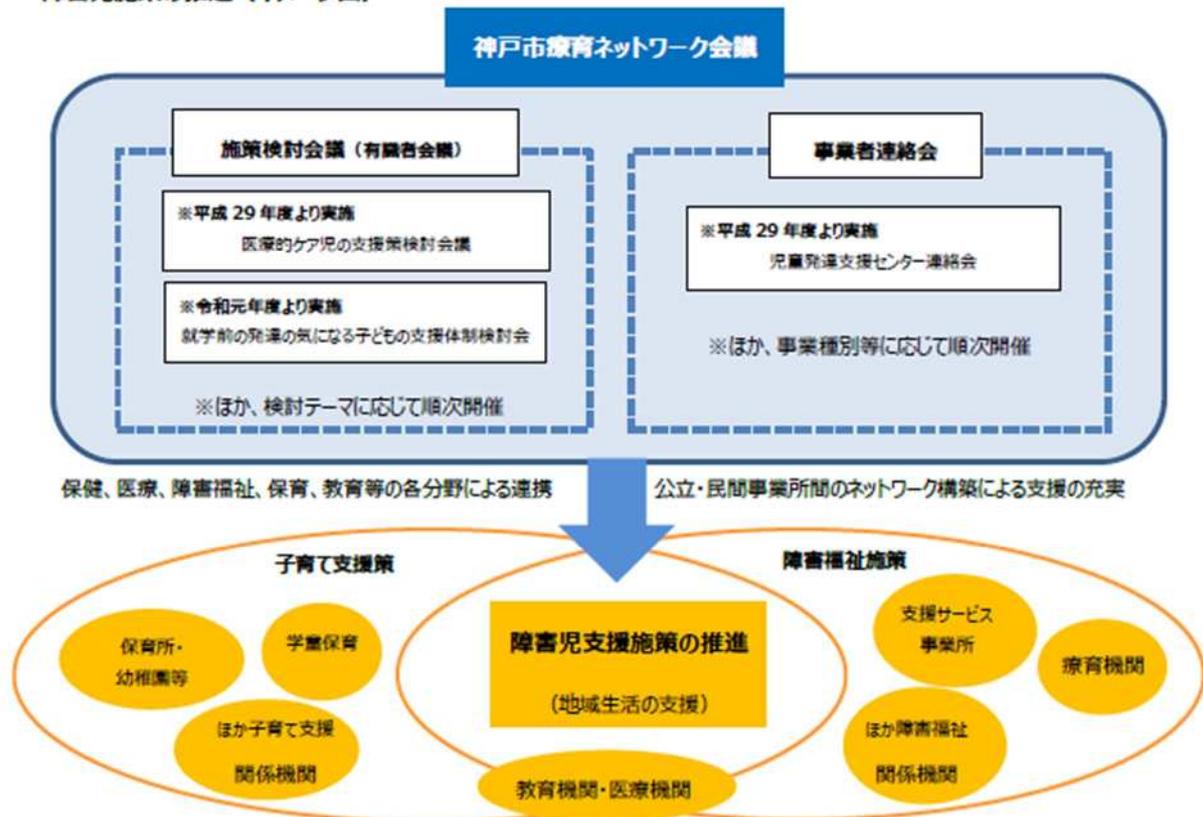


ホーム > 市政情報 > 附属機関・有識者会議 > こども家庭局 > 神戸市療育ネットワーク会議

(2) 事業者連絡会

障害児の支援サービス等を提供する事業者同士が集まり、支援に関する情報交換や連携事業の実施（研修等）を検討。

障害児施策の推進（イメージ図）



3. 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議

【趣旨】

本市では、就学前における障害児等の支援については、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。

一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

就学前の発達の気になる子ども(*)の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図る。

*「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

【検討課題】

- (1) 相談窓口
 - ① 整理・役割分担の明確化
 - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
 - ③ 小学校入学へのつなぎ
- (2) 支援の充実
 - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
 - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援
- (3) 情報共有
 - ① 就学時の支援情報の提供
 - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	R2. 2. 13	検討課題、神戸市における発達の気になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	R2. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	R2. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	R3. 3. 25	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制(役割・機能の整理) 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	R3. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	R3. 12. 16	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（市 HP「子どもの発達に関する相談」） 就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、ネットワークプラン） サポートブック

第7回	R4. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携（特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ） 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（相談支援機関の広報、支援の流れ）
第8回	R5. 3. 9	（予定）

【今年度の検討課題】

(1) 就学時のつなぎ・情報連携について

- 特別支援教育相談センター
- 個別の就学相談を活用した情報の流れ／就学先への情報共有（ネットワークプラン）

(2) 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

- 相談支援機関に関する分かりやすい広報
- 専門機関（こども家庭センター・療育センター）における待機期間の長期化（要因）

①発達障害への社会的な理解や認知の拡がりにより、子どもの発達に関する相談ニーズが増加

②子どもの発達に関する相談機関・支援機関の役割・機能について、支援者間の相互理解が不十分

③両センターにおいて、家族の不安から専門的な相談まで、幅広い内容が混在

（市ホームページ）

[子どもの成長・発達に関する相談]

子どもの成長や発達に不安があるときに、まずは身近な区役所や地域の医療機関で相談いただくよう市 HP で広報。福祉サービスや手帳などの情報も掲載。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html>



[発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関]

令和3年11月に、神戸市医師会を通じて、医療機関へ「子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う実施医療機関に関するアンケート」を実施。

掲載承諾の得られた医療機関リストを、令和4年4月に市 HP 掲載。

【令和5年1月現在】 発達の相談が可能な医療機関 23 機関

発達障害の診療を行っている医療機関 18 機関

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html>



[障害児通所支援事業所ガイド]

令和4年8月に、市内349ヶ所の障害児通所支援事業所にアンケートを実施し、回答のあった176事業所の情報を、令和4年11月に市 HP 掲載。

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html



4. 医療的ケア児の支援施策検討会議

【趣旨】

「医療的ケア児」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、神戸市療育ネットワーク会議の施策検討会議として、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を開催。

【国の動向】

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月18日に公布、同年9月18日に施行された。基本理念、国・地方自治体の責務、保育及び教育の拡充にかかる施策、医療的ケア児支援センターの指定等について明記された。

(参考) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条

- ①「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為をいう。
- ②「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう）に在籍するものをいう）。

(参考) 児童福祉法第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

【実施状況】

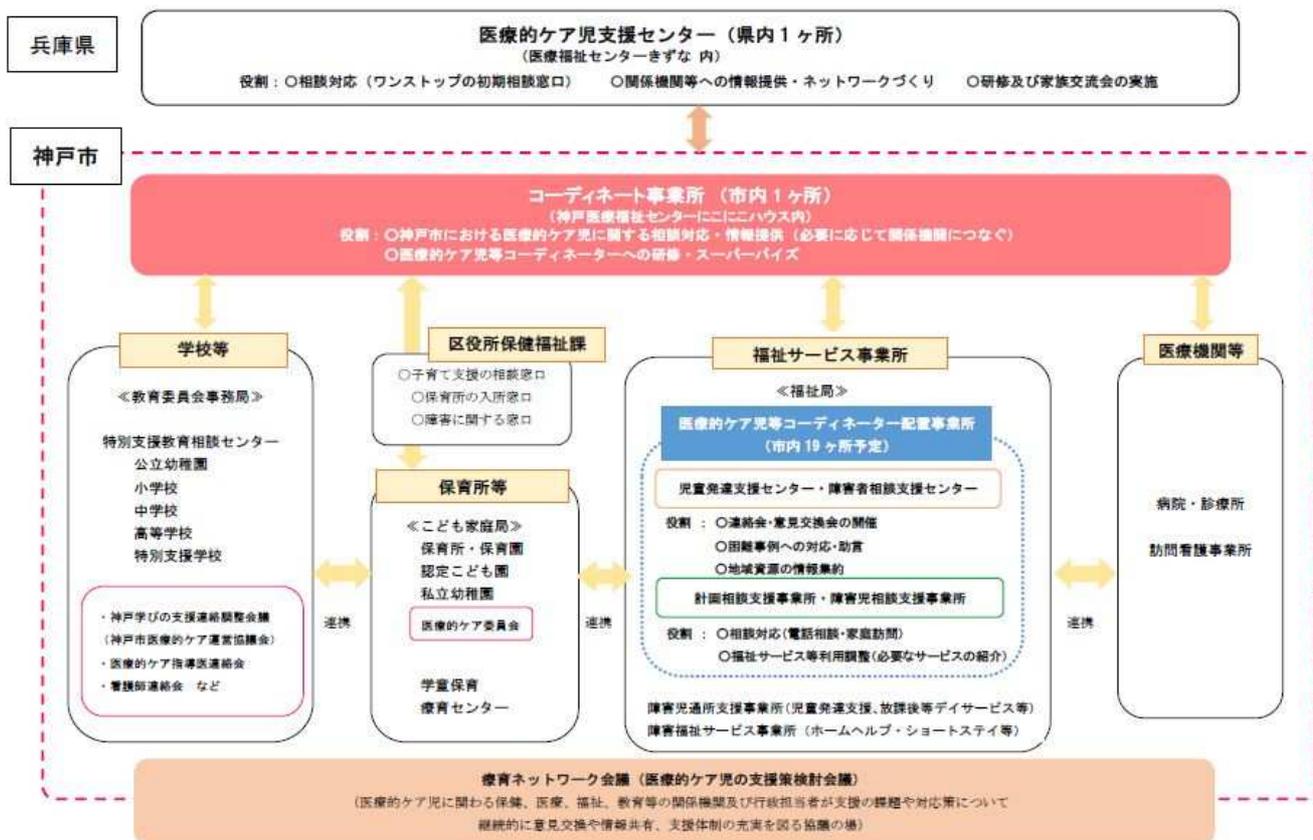
	実施日	議題
第1回	H29. 8. 9	医療的ケア児の支援に関する課題、保育所等における医療的ケア児の受け入れ、医療的ケア児の実態調査、障害児福祉計画
第2回	H30. 2. 1	医療的ケア児の実態調査 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第3回	H30. 11. 22	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」の結果 保育所等における医療的ケア児の受け入れ
第4回	H31. 3. 7	「医療的ケアを必要とする子どもに関する調査」（追加報告） 教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」等の作成
第5回	R2. 2. 6	「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」、教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校における医療的ケア
第6回	R2. 11. 26	教育・保育施設における医療的ケア児の受け入れ 神戸市立特別支援学校等における医療的ケア 医療的ケアにかかる支援者の人材育成

第7回	R3. 11. 4	神戸市における医療的ケア児の通いの場 医療的ケア児の支援
第8回	R4. 8. 4	医療的ケア児等コーディネーター等を活用した支援体制 特別支援教育相談センター 神戸市における医療的ケア児の通いの場
第9回	R5. 2. 9	神戸市における医療的ケア児支援体制について

【今年度の協議内容】

資料1

神戸市における医療的ケア児等支援体制 (イメージ)



- (1) 「医療的ケア児等コーディネーター」等を活用した支援体制
 - ・コーディネーター事業所の設置 (R4. 4. 1)
 - ・医療的ケア児等コーディネーター配置事業所の市HPへの公表 (R4. 7 21 事業所)
- (2) 特別支援教育相談センターについて
- (3) 神戸市における医療的ケア児の通いの場
(教育・保育施設、学校園、学童保育施設、障害児通所支援事業所) について